

「くるみ」のアレルギー表示が 義務になりました

令和5年3月9日、食品表示基準が改正され、

アレルギー表示が義務づけられている食品(特定原材料)に 「くるみ」が追加されました。

> 「くるみ」を含む食品を製造している事業者で、 まだ対応されていない場合は、

令和7年3月31日まで (経過措置期間)に

表示ラベルの切り替えを行う必要があります。

仕入先等の事業者間で情報共有を図り、

原材料・製造方法・表示ラベル等を再確認することで、 適切に表示をしてください。

▲ 食物アレルギーは、特定のアレルゲン(食品)を摂取することで アレルギー症状が起こり、場合によってはアナフィラキシーショックにより 命に関わることもある疾患であるため、経過措置期間にかかわらず、 速やかに表示することが望まれます。

特定原材料8品目

















詳しくは<u>「消費者庁」のホームページ</u>をご覧ください。

(URL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/)



消費者庁HP

倉敷市保健所 生活衛生課

倉敷市笹沖170番地(くらしき健康福祉プラザの隣) TEL: 086-434-9826 FAX: 086-434-9833

メール: hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp